

再生可能エネルギー発電設備 課税標準の特例について(簡易表)

藤枝市

		H28.4.1税制改正後～H30.4.1税制改正前	H30.4.1税制改正後～R2.4.1税制改正前	R2.4.1税制改正後
設備取得日		平成28年4月1日～平成30年3月31日	平成30年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日税制改正後
特例対象設備		太陽光発電設備(10kw以上)・風力発電設備・水力発電設備・地熱発電設備・バイオマス発電設備(2万kw未満)		
対象要件	太陽光	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて設置した設備(固定価格買取制度における認定を受けていない設備)		
	その他	固定価格買取制度の認定を受けた設備		
提出書類 (太陽光の場合)		①償却資産特例申告書 ②再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し		
特例適用期間		対象資産の賦課初年度より3年間		
特例率	太陽光 風力	2/3	下記表を参照	下記表を参照
	その他	1/2		
根拠法令		地方税法附則旧第15条第33項・地方税法施行規則附則旧第6条第55項	地方税法附則第15条第32項・地方税法施行規則附則第6条第58～64項・藤枝市税条例附則第10条の2第4項～第13項	地方税法附則第15条第25項・地方税法施行規則附則第6条第53～58項・藤枝市税条例附則第10条の2第3項～第12項

再生可能エネルギー発電設備の特例率 (H30税制改正後)

再生可能エネルギー発電設備の特例率 (R2税制改正後)

	発電出力	特例率	発電出力	特例率
太陽光発電設備 (10kw以上)	1,000kw以上	3/4	1,000kw以上	3/4
	1,000kw未満	2/3	1,000kw未満	2/3
風力発電設備	20kw以上	2/3	20kw以上	2/3
	20kw未満	3/4	20kw未満	3/4
水力発電設備	5,000kw以上	2/3	5,000kw以上	3/4
	5,000kw未満	1/2	5,000kw未満	1/2
地熱発電設備	1,000kw以上	1/2	1,000kw以上	1/2
	1,000kw未満	2/3	1,000kw未満	2/3
バイオマス (2万kw未満)	1万kw以上	2/3	1万kw以上	2/3
	1万kw未満	1/2	1万kw未満	1/2

※市町村によって取扱いが異なる場合があります。